

平成30年度

福島県の学校給食

－ 学校給食実施状況等調査報告 －

(平成30年5月1日現在)

福島県教育委員会

目 次

I	学校給食の概要	2
1	学校給食の意義と役割	2
(1)	学校給食の実施状況	2
ア	形態別の実施状況	2
(2)	米飯給食の実施状況	3
ア	米飯給食の実施状況	3
イ	米飯給食の実施回数	4
2	学校給食費	4
3	学校給食関係職員	5
(1)	学校栄養職員配置基準	5
(2)	学校給食調理員配置基準	5
(3)	学校給食関係職員の配置状況	5

I 学校給食の概要

1 学校給食の意義と役割

我が国における学校給食は、明治 22 年に貧困児童への昼食の供与として始まり、各地に広がったとされている。戦争のため一時中断されたが、戦後昭和 22 年に、食糧難による児童の栄養状態の悪化を背景に再開された。

その後、昭和 29 年に学校給食法が施行されて以来、児童生徒の心身の健全な発達に資すること等を目的とし、学校教育活動の一環として位置づけられ実施されてきた。

しかし、近年食生活を取り巻く社会環境は大きく変化し、児童生徒の偏った栄養摂取や朝食欠食、肥満・過度の痩身傾向など、食生活の乱れや健康への影響が懸念されている。

このような中で、平成 20 年に改正された学校給食法では、その目的に「学校給食の普及充実」に加え、「学校における食育の推進」を新たに規定し、目標に「健全な食生活を営むことができる判断力や望ましい食習慣」、「生命や自然を尊重する精神」、「伝統的な食文化への理解」などが追加された。

成長期の児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであり、将来の食習慣の形成にも大きく影響を及ぼすものである。また、食を通じて自分の住む地域を理解することや、失われつつある食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さを理解することも重要となってきた。

児童生徒が長い人生を健康に過ごす力を身につけるために、学校給食という生きた教材を通して給食の時間を充実させるとともに、保健体育科、技術・家庭科（体育科、家庭科）など関連教科と連携した健康教育全体としての取組が必要となっている。

(1) 学校給食の実施状況

ア 形態別の実施状況

(単位:校、人)

区分	学校 総数	児童 生徒総数	完 全 給 食				ミ ル ク 給 食				
			学校数	児童 生徒数	実施率		学校数	児童 生徒数	実施率		
					对学校	対人数			对学校	対人数	
小学校	30年度	436	88,781	436	87,980	100.0%	99.1%	-	-	0.0%	0.0%
	28年度	451	92,449	450	91,281	99.8%	98.7%	1	42	0.2%	0.0%
中学校	30年度	219	48,473	219	47,853	100.0%	98.7%	-	-	0.0%	0.0%
	28年度	221	52,194	220	51,460	99.5%	98.6%	1	30	0.5%	0.1%
義務 教育 学校	30年度	1	280	1	279	100.0%	99.6%	-	-	0.0%	0.0%
	28年度	-	-	-	-	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	0.0%
計	30年度	656	137,534	656	136,112	100.0%	99.0%	-	-	0.0%	0.0%
	28年度	672	144,643	670	142,741	99.7%	98.7%	2	72	0.3%	0.0%

※ 総数は、学校給食を実施していない学校数・児童生徒数も含む（ただし、休校中の学校数を含まない。以下の表も同様。）。

※ 福島県に係るデータは公立小中学校・義務教育学校の状況（以下の表も同様）。

※ 児童生徒数にはアレルギー等により学校給食を摂らない児童生徒の数を含まない。

※ 実施率は総数に対する比率。

※ 実施形態（学校給食法施行規則第1条第2～4項）

- ① 完全給食：給食内容がパン又は米穀（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食。
- ② 補食給食：完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかずである給食。
- ③ ミルク給食：給食内容がミルクのみである給食。

※ 福島県内の小・中学校及び義務教育学校では、補食給食及びミルク給食を実施している学校はない。

○ 形態別実施状況の全国との比較（平成30年度データ）

（単位：校、人）

区分	学校総数	児童生徒総数	完全給食				補食給食				ミルク給食				
			学校数	児童生徒数	実施率		学校数	児童生徒数	実施率		学校数	児童生徒数	実施率		
					对学校	対人数			对学校	対人数			对学校	対人数	
小学校	福島県	436	87,980	436	87,980	100.0%	99.1%	-	-	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	0.0%
	全国	19,338	6,312,251	19,194	6,284,287	99.3%	99.6%	50	7,200	0.3%	0.1%	38	4,859	0.2%	0.1%
中学校	福島県	219	47,853	219	47,853	100.0%	98.7%	-	-	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	0.0%
	全国	9,336	2,985,135	8,702	2,546,365	93.2%	85.3%	39	7,448	0.4%	0.2%	224	97,863	2.4%	3.3%
義務教育学校	福島県	1	280	1	279	100.0%	99.6%	-	-	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	0.0%
	全国	80	33,077	80	31,947	100.0%	96.6%	-	-	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	0.0%
計	福島県	656	137,534	656	136,112	100.0%	99.0%	-	-	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	0.0%
	全国	28,754	9,330,463	27,976	8,862,599	97.3%	95.0%	89	14,648	0.3%	0.2%	262	102,722	0.9%	1.1%

- ※ 全国のデータは公立小中学校及び義務教育学校の状況。
- ※ 学校数には学校給食の未実施校を含まない。児童生徒数には、アレルギー等により学校給食を取らない児童生徒数を含まない。
- ※ 実施率は合計に対する比率。

(2) 米飯給食の実施状況

米飯給食は次の意義がある。

- ① 食事内容を多様化し、栄養豊かな給食を提供する。
- ② 家庭での食事と併せて米飯の正しい食習慣を身に付けさせる。
- ③ 日本の風土に根ざした主食である米を中心とした食文化を継承する。
- ④ 健康の時代に適した栄養管理を行う。

ア 米飯給食の実施状況

県内の完全給食実施校における米飯給食の実施状況は、公立の小・中学校及び義務教育学校で100%であり、昭和58年度以降すべての完全給食実施校で実施されている。

（単位：校、人）

区分		完全給食実施数		米飯給食実施数		実施率		全国の実施率	
		学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	对学校数	対人数	对学校数	対人数
小学校	30年度	436	87,980	436	87,980	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	28年度	450	91,281	450	91,281	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
中学校	30年度	219	47,853	219	47,853	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	28年度	220	51,460	220	51,460	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
義務教育学校	30年度	1	279	1	279	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	28年度	220	51,460	220	51,460	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
計	30年度	656	136,112	656	136,112	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	28年度	670	142,741	670	142,741	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 全国の実施率は、国公私立の状況。

※ 実施率は完全給食に対する比率。

イ 米飯給食の実施回数

昭和 51 年から本格的に米飯給食が導入され、文部科学省は平成 21 年 3 月 31 日付け通知により、週 3 回以上を目標に推進することとされている。

平成 30 年 5 月 1 日現在、週当たりの米飯給食実施回数は、小学校で一校当たり 3.35 回、中学校で一校当たり 3.38 回、義務教育学校で 3.00 回となっている。

○ 週当たり米飯給食実施回数（学校 1 校あたり）

（単位：回）

区分	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	県立	計
小学校	3.50	3.13	3.70	3.40	4.32	3.38	3.00	-	3.35
中学校	3.51	3.11	3.78	3.65	4.43	3.44	3.00	3.50	3.38
義務教育学校	-	3.00	-	-	-	-	-	-	3.00
特別支援学校	3.50	-	-	-	-	-	-	3.79	3.78
夜間定時制高等学校	-	-	-	-	-	-	-	3.40	3.40
計	3.51	3.12	3.73	3.49	4.36	3.40	3.00	3.70	3.37

○ 週当たり米飯給食実施回数（児童生徒 1 人あたり）

（単位：回）

区分	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	県立	計
小学校	3.53	3.05	3.65	3.41	4.23	3.06	3.00	-	3.27
中学校	3.53	3.06	3.77	3.69	4.43	3.07	3.00	3.50	3.32
義務教育学校	-	3.00	-	-	-	-	-	-	3.00
特別支援学校	3.50	-	-	-	-	-	-	3.63	3.62
夜間定時制高等学校	-	-	-	-	-	-	-	3.54	3.54
計	3.53	3.06	3.69	3.51	4.30	3.07	3.00	3.58	3.29

2 学校給食費

学校給食法では、施設・設備費や人件費などは学校設置者が負担し、それ以外の経費は保護者の負担としている（第 11 条）。また、光熱水費についても管理的性格が強い点から設置者負担とすることが望ましいとされている。

○ 平均月額、一食当たり平均単価及び年間実施予定回数

（単位：円、回）

区分	平均月額	年間実施予定回数	一食当たり平均単価	
小学校	低学年	4,571.56	182.28	275.87
	中学年	4,569.79	181.42	277.07
	高学年	4,563.31	180.57	277.60
中学校	5,166.59	176.40	322.18	
義務教育学校	5,184.09	183.00	311.01	

※ 対象は完全給食実施校のみ。

※ 平均月額は年間徴収予定額を11で除した額、一食当たり平均単価は年間徴収予定額を年間実施予定回数で除した額である。

3 学校給食関係職員

(1) 学校栄養職員配置基準

小・中学校(単独)調理場			共同調理場			特別支援学校
549人以下かつ学校数3校以下の市町村	549人以下の学校	550人以上の学校	1,500人以下の調理場	1,500人以上6,000人以下の調理場	6,000人以上の調理場	
1市町村に1人	4校に1人	1校に1人	1人	2人	3人	
						1校に1人

(2) 学校給食調理員配置基準

学校規模に応じて少なくともこの程度の人員を配置することが必要であると示されている。

100人以下	100人以上 300人以下	300人以上 500人以下	500人以上 900人以下	900人以上 1,300人以下	1,300人以上
1人または2人	2人	3人	4人	5人	6人(500人増ごとに+1)

※ なお、その後における共同調理場等の普及、施設設備の近代化、パートタイム職員の増加等により、学校給食の実情に合致しない点もみられるため、設置者において、地域や調理場等の状況に応じて、弾力的に運用することとされている。(昭和60年1月21日付け文体給第57号)

(3) 学校給食関係職員の配置状況

(単位:人)

区分	栄養教諭 学校栄養職員等		調理員		
			常勤	非常勤	計
小学校	67	(20)	449	130	579
中学校	15	(6)	101	47	148
義務教育学校	-	-	-	-	-
特別支援学校	13	-	56	23	79
夜間定時制高校	-	-	3	10	13
共同調理場	102	(34)	423	478	901
教育委員会	9	-	-	-	-
計	206	(60)	1032	688	1720

※ 「栄養教諭・学校栄養職員」は常勤の人数。() 書きは、栄養教諭の人数(内数)。